

公布された条例のあらまし

○佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例（条例第 29 号）

- 1 自然の中で団体生活、野外活動、自然観察、研修等を行うことを通じて少年の健全な育成を図るとともに、利用者と地域との新たなつながりの創出による交流人口の増加及び地域の振興に寄与するため、佐賀県波戸岬少年自然の家（以下「波戸岬少年自然の家」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 波戸岬少年自然の家は、唐津市に置くこととした。（第 2 条関係）
- 3 知事は、波戸岬少年自然の家の管理を法人その他の団体に行わせることができることとし、当該法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とすることとした。（第 3 条第 1 項及び第 2 項関係）
 - (1) 波戸岬少年自然の家の運営に関する業務
 - (2) 波戸岬少年自然の家の施設の利用に関する業務
 - (3) 波戸岬少年自然の家の施設の維持及び管理に関する業務
- 4 3に基づき管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続は、規則で定めることとした。（第 3 条第 3 項関係）
- 5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならないこととした。（第 3 条第 4 項関係）
- 6 波戸岬少年自然の家の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならないこととし、当該利用料金は、類似の施設の料金を考慮して、指定管理者が定めることとした。（第 4 条第 1 項及び第 2 項関係）
- 7 指定管理者は、6により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないこととした。（第 4 条第 3 項関係）
- 8 佐賀県少年自然の家設置条例の題名を佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例に改めるとともに、その他所要の改正を行うこととした。（附則第 3 項関係）
- 9 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、10 については、公布の日から施行することとした。
- 10 指定管理者の指定及び利用料金の設定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。

○佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

- 1 公職選挙法の改正に伴い、引用条項等の整理を行うこととした。（第 1 条関係）
- 2 選挙運動用ビラの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第 9 条関係）
- 3 選挙運動用ポスターの作成の公営に係る限度額を引き上げることとした。（第 13 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。ただし、1 は令和 8 年 1 月 1 日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

○佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び佐賀県交通巡視員支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 警察法施行令の改正に伴い、警察官及び交通巡視員に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舍設置条例（条例第 32 号）

- 1 県内の高等学校等に在学する唐津市内の離島出身者、スポーツで活躍する県外からの生徒等の通学等に係る負担を軽減し、学業、部活動等に十分にに取り組むことができるような環境を整備し、もって県内進学促進に寄与するため、佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 寄宿舍は、唐津市に置くこととした。（第 2 条関係）
- 3 寄宿舍に入舎する資格を有する者について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 寄宿舍に入舎しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならないこととした。（第 4 条関係）
- 5 4 の許可を受けた者（以下「舎生」という。）に対する許可の取消しについて定めることとした。（第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）
- 6 舎生は、許可を取り消されたときは、直ちに寄宿舍から退舎しなければならないこととした。（第 5 条第 3 項関係）
- 7 使用料の額について定めることとした。（第 6 条関係）
- 8 使用料は、毎月末日（月の途中で寄宿舍から退舎する場合は、退舎する日）までに納付しなければならないこととした。（第 7 条関係）
- 9 使用料の減免について定めることとした。（第 8 条関係）
- 10 使用料の還付について定めることとした。（第 9 条関係）
- 11 舎生の費用負担について定めることとした。（第 10 条関係）
- 12 この条例に定めるもののほか、寄宿舍の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。（第 11 条関係）
- 13 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、14 については、公布の日から施行することとした。
- 14 寄宿舍への入舎の許可及び入舎の許可の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。